

【法人顧問】報酬規程

【1】 税務顧問報酬

		備考
1	毎月面談 (年12回の面談)	(参考)前期年商に応じて、毎月支払が下記の通り ～1千万円：30,000円 / ～3千万円：40,000円 / ～5千万円：50,000円 / ～1億円：70,000円 / ～5億円：100,000円 【※1】 前期年商5億円超の場合は要相談。 【※2】 面談は1回1時間を想定しております。
2	2ヶ月毎面談 (年6回の面談)	(参考)前期年商に応じて、毎月支払額が下記の通り ～1千万円：20,000円 / ～3千万円：25,000円 / ～5千万円：30,000円 / ～1億円：40,000円 / ～5億円：60,000円 【※1】 前期年商5億円超の場合は要相談。 【※2】 面談は1回1時間を想定しております。
3	3ヶ月毎面談 (年4回の面談)	(参考)前期年商に応じて、毎月支払額が下記の通り ～1千万円：15,000円 / ～3千万円：20,000円 / ～5千万円：25,000円 / ～1億円：35,000円 / ～5億円：50,000円 【※1】 前期年商5億円超の場合は要相談。 【※2】 面談は1回1時間を想定しております。
4	4ヶ月毎面談 (年3回の面談)	(参考)前期年商に応じて、毎月支払額が下記の通り ～1千万円：12,500円 / ～3千万円：17,500円 / ～5千万円：22,500円 / ～1億円：30,000円 / ～5億円：35,000円 【※1】 前期年商5億円超の場合は要相談。 【※2】 面談は1回1時間を想定しております。 【※3】 役員報酬設定額のシュミレーションは対応不可です(3カ月毎面談からになります)。
5	6か月毎面談 (年2回の面談) ※初年度不可	(参考)前期年商に応じて、毎月支払額が下記の通り ～1千万円：10,000円 / ～3千万円：15,000円 / ～5千万円：20,000円 【※1】 前期年商5千万円超の場合は1～4のプランのみのご選択となります。 【※2】 面談は1回1時間を想定しております。 【※3】 役員報酬設定額のシュミレーションは対応不可です(3カ月毎面談からになります)。

【2】 会計業務報酬(記帳)

		備考
1	全てお任せ	領収書等の原始証憑からお預かり、お預かりした原始証憑をもとに会計ソフトへの入力を行います。 会計ソフトに入力次第、ご返送いたします。
		(参考)各月取引(仕訳)件数に応じて、毎月支払額が下記の通り ～100件：15,000円 / ～200件：30,000円 / ～300件：45,000円 / ～500件：60,000円 / 以降100件ごとに10,000円加算 【※1】 契約打ち切りの場合は、契約終了時にご請求いたします。
2	自計	領収書等の原始証憑をもとに入力いただいた会計帳簿のチェックを行います。 会計ソフト (freee、MFクラウド、弥生会計オンラインなど) の契約が別途必要となります。 【※1】 電子帳簿保存法における「優良な電子帳簿」に対応必須となります。 【※2】 3か月以内に自計化出来ない場合は、全てお任せプランに移行させていただきます。
		(参考)各月取引(仕訳)件数に応じて、毎月支払額が下記の通り ～100件：5,000円 / ～200件：10,000円 / ～300件：15,000円 / ～500件：25,000円 / 以降100件ごとに5,000円加算 【※1】 契約打ち切りの場合は、契約終了時にご請求いたします。
3	自計化支援 (会計ソフト導入支援)	自計を行っていただく場合、自計化支援の初期費用として下記のいずれか低い金額をご請求いたします。 年商1億円未満：10万円 / 年商1億円超：20万円 【※1】 既に導入済みの方は不要です。

- ※ 上記金額には消費税は含まれておりません。
- ※ 事業規模・事業内容に著しい変化があった場合、料金の改訂をお願いする場合がございます。
- ※ 記載のない項目につきましては別途協議のうえ決定させていただきます。
- ※ 日本語以外でのコミュニケーションをご希望の方は、別途ご相談させていただきます。

[3] 決算報酬

		備考
1	決算書作成 (法人税申告)	「税務顧問報酬」及び「会計業務報酬 自計化分(全て丸投げの場合も自計化分)」の合計額×6ヵ月分 例：毎月面談、月平均取引数～100件(全て丸投げ)、年商1,000万円以下の場合 ◇税務顧問報酬：30,000円/月 ◇会計業務報酬：5,000円/月 → 「全てお任せ」15,000円/月のため、同仕訳数の場合の「自計」5,000円/月を加算 ◇合計：35,000円/月 → 35,000円×6ヶ月=210,000円
1a	提出先追加	事業所が2ヵ所以上の市区町村(政令指定都市の場合は行政区)にある場合、事業所一つにつき10,000円を別途ご請求させていただきます。
2	書面添付	【3】1(決算書作成)の20% 申告書作成に当たり、決算書の作成根拠等を記載することで信用が高まります。 また、税務署は税務調査着手前に税理士へ意見聴取し、その結果次第では調査省略となるケースがあります。
3	消費税	原則課税による申告の場合：年商～1億円/70,000円、年商1億円～/100,000円 簡易課税による申告の場合(インボイス特例含む)：35,000円
		棚卸資産の調整 20,000円
		右記のいずれかに該当する場合 売上1億円毎に30,000円加算 (課税売上割合95%未満で売上高1億円未満の場合は30,000円) ・個別対応方式をとる場合 ・課税売上高5億円超の場合 ・課税売上割合が95%未満
4	中間申告	【3】1(決算書作成)の10% 法人税：前期の法人税額200,000円超の場合 消費税：前期の消費税額480,000円超の場合 【※1】いずれか若しくは両方の中間申告がある場合にご請求いたします。
5	修正申告 更生(還付)請求	要相談(別途料金) ※弊税理士法人が修正申告若しくは更正の請求原因の場合は、金額は発生いたしません。
6	期限後申告	【3】1(決算書作成)の金額の10%を追加でご請求いたします。

[4] その他

		備考
1	給与計算	基本料金：5人以下5,000円/月、5人超10,000円/月 従量課金：月額1,000円/人 【※1】役員のみの場合、ご自身で計算不可能の場合は月額1,000円/人をご請求いたします(基本料金は無し)。
2	旅費規程	旅費規程作成：50,000円
3	年末業務	法定調書 法定調書合計表：10,000円 支払調書：2,000円/人
		給与支払報告書 1,500円/市区町村
		年末調整 基本料金：10,000円/従業員10人以下、20,000円/従業員10人超 従量課金：1,000円/人 【※1】年に一度の年末調整のみのご依頼の場合、1,000円/人を上記に追加でご請求いたします。
		償却資産 10,000円/市区町村 償却資産を保有する場合、申告の必要があります。
4	各種届出	通常届出 ・計算不要の届出：5,000円/件 ・計算必要の届出(還付関連届出書、所得税減額申請書など)：15,000円/件 【※1】税務署への各種届出を想定しております。税務署以外への届出は別途要相談。
		初期届出 ◇下記一式：30,000円 ・法人設立届出書(税務署、都道府県、市区町村) ・青色申告承認申請書 ・給与支払事務所等の開設届出書 ・源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書 ・e-taxアカウント取得 ・eL-taxアカウント取得 【※1】上記以外は1件5,000円を別途請求させていただきます。 ◇個人からの法人成りの場合：上記に+10,000円 ・個人事業の廃業等届出書(税務署、都道府県、市区町村) ・所得税の青色申告の取りやめ届出書 ・事業等廃止届出書(消費税課税事業者のみ) ・給与支払事務所等の廃止の届出書

- ※ 上記金額には消費税は含まれておりません。
- ※ 事業規模・事業内容に著しい変化があった場合、料金の改訂をお願いする場合がございます。
- ※ 記載のない項目につきましては別途協議のうえ決定させていただきます。
- ※ 日本語以外でのコミュニケーションをご希望の方は、別途ご相談させていただきます。